

携帯電話等エリア整備事業の概要

施策の目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。

- ア 事業主体**： 地方自治体（市町村） ← 基地局施設
無線通信事業者 ← 伝送路施設
- イ 対象地域**： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
- ウ 補助対象**： 基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）
伝送路費用（※中継回線事業者の設備の10年間の使用料）
- エ 負担割合**：

○所要経費（一般会計）

平成28年度予算額 1,264百万円の内数
平成27年度予算額 1,227百万円

（基地局）

【100世帯以上】

国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10
----------	-------------	-------------

【100世帯未満】

国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
----------	--------------	------------

（伝送路）

【100世帯以上】

国 1/2	無線通信事業者 1/2
----------	----------------

【100世帯未満】

国 2/3	無線通信事業者 1/3
----------	----------------

イメージ図

エリア整備に必要な施設・設備

